

厚生労働大臣が定める揭示事項について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

1. 九州厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、九州厚生局長に下記の届出を行っております。

- ・初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- ・外来後発医薬品使用体制加算1
- ・手術用顕微鏡加算
- ・口腔粘膜処置
- ・歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・歯科技工士連携加算2
- ・光学印象
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・歯根端切除手術の注3
- ・レーザー機器加算
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料

2. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

3. 医療情報取得加算について

当院は、オンライン資格確認について以下の体制を整備しています。

- 1、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 2、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報の取得・活用し診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り医療情報取得加算として診療報酬点数を算定しています。

- ・初診時1点
- ・再診時1点（3ヵ月に1回に限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

4. 外来後発医薬品使用体制加算1について

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。